

公 告

令和8年(2026年)3月2日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	14-31
(2) 件 名	真庭北部火葬場 自家用電気工作物保安管理業務
(3) 履行場所	真庭市蒜山上長田地内
(4) 履行期限	令和14年 3月31日
(5) 業務概要	自家用電気工作物の概要 事業場の名称：真庭北部火葬場 所在地：岡山県真庭市蒜山上長田24番地1地 設備容量：230 K V A 最大電力：153 K W 受電電圧：6,600 V 点検の頻度 月次点検 需要設備：隔月1回 年次点検 無停電：3年に2回 細密停電：3年に1回
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	機械設備等保守(電気設備)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月23日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、環境課 【TEL】0867-42-1113へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月11日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	環境課 【メール】kankyoh@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月23日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、環境課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月23日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月24日 14時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市環境課

TEL 0867-42-1113 / FAX 0867-42-7455

真庭北部火葬場 自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1 委託場所及び委託自家用電気工作物の概要

事業場の名称：真庭北部火葬場

所在地：岡山県真庭市蒜山上長田 24 番地 1

設備容量：230KVA

最大電力：153KW

受電電圧：6,600V

2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 3 1 日まで

3 委託業務の内容

- ・電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験（別紙「点検業務の実施項目」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準等の規定に適合しない事項又はその他必要な事項があるときはとるべき措置について報告すること。
- ・電気事故その他電気工作物に異常が発生する恐れがある場合は、必要に応じて臨時点検を行い、応急措置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置を報告すること。
なお、電気事業法第 106 条に定める電気事故報告を行う場合はその作成及び手続きの指導を行うこと。
- ・電気事業法第 107 条第 3 項に定める立入検査の立会を行うこと。

4 点検の頻度

- ・月次点検 需要設備：隔月 1 回
- ・年次点検 無停電：3 年に 2 回
細密停電：3 年に 1 回

5 その他

- ・絶縁監視装置は、双方協議のうえ、受託者が設置し所有するものとし、設置工事に要する費用および保守費用は受託者が負担するものとする。
- ・委託者が、撤去を申し出たとき又はこの契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を受託者が撤去するものとする。

6 消費税及び地方消費税額

- ・この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。